第９号様式

宛先）流山市上下水道事業管理者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

受水槽以下装置メーター設置条件承諾書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受水槽以下装置メーター設置 |  | 市 |  |  |  |  |
| 　　　　　　　承認申請者 |  |  |  |  | ㊞ＴＥＬ |  |  |
| 受水槽以下装置所在地 |  | 市 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | ㊞ＴＥＬ |  |  |
| 給水装置所有者 |  |  | 市 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | ㊞ＴＥＬ |  |  |
| 受水槽以下装置所在地 |  | 市 |  |  |  |  |
| 給水装置のお客様番号（水栓番号） |  |  |  |  |  |
| 受水槽以下装置のお客様番号（水栓番号） |  |  |  |  |  |
| 管理人 | 市 |  |  | ㊞ＴＥＬ |  |
| 管理人変更届　　　　　年　　　　月　　　　日 | 市 |  |  | ㊞ＴＥＬ |  |

※管理人の変更があった場合は下段を使用する。

受水槽以下装置にメーターを設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. メーターの設置承認申請を行った受水槽以下装置（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、一切、所有者又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メーターの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され又は漏れることのないように努めます。なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により市に与えた損害は所有者又は使用者が負担します。
2. この装置は次の条件に適合する構造とします。

〔給水形態〕

自然流下給水構造又はポンプユニットを使用したポンプ直送給水構造のものとし、かつ、井戸水、その他の水と混合しないものであること。

〔配管構造〕

1. 停滞空気の発生しない構造とする。
2. 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための必要な措置が講じられていること。
3. ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気を伴う排出水は、受水タンクへ還流する構造とする。
4. 各戸のメーター取付位置における最大圧力（静水圧）は、原則として0.4MPa以下とする。
5. 各戸のメーター前後配管は、市の定める基準に適合していること。
6. メーターに接近して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止め弁を設置する。なお、ポンプ直送給水構造又は蓄圧式タンクを使用した構造の場合、下流側には逆止め弁を設置する。
7. 集中給湯方式における湯水混合水栓の設置方法は、市の定める基準に適合していること。
8. ポンプユニットに接続する吐出管は、適正流速になるよう選定すること。
9. 水中ポンプを使用する場合、受水槽内のポンプ吐出管は、ステンレス鋼管、ビニル管等、外面も十分に耐食性があるものを使用すること。

〔メーター設置環境〕

1. メーター損傷の危険がなく、かつ、メーターが水平に取付けられる構造であること。
2. メーター室は、漏水やメーター取外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水・排水の措置が講じられていること。
3. メーターを屋内に設置する場合のメーター室の広さ及び集合住宅の各戸にメーターを設置する場合は、市の基準に適合していること。
4. メーターの取替え及び検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるものであること。
5. この装置に対し、市がメーターの管理上必要があると認めたときには、構造及び材料などの調査を行うことを承諾します。また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。
6. この装置の設置工事は、市指定給水装置工事事業者に施工させます。
7. 上記各項の条件について、取り扱い上必要な事項については、給水条例及び同施行基準を遵守して施工します。
8. オートロック式の建物の場合は、各戸メーターの検針、メーターの取替え等、市の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。
9. 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し市に一切迷惑をかけません。
10. この装置の維持管理及び市に対する連絡等の事項を処理するために給水条例第15条に基づき管理人を選定し届け出ます。また、届け出内容に変更があった時も届け出ます。
11. この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を市に届け出ます。